

投資助言に係る契約締結前の書面
(商品関連市場デリバティブ取引等 「レポート会員」)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 北辰物産株式会社
住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2
電話 03-3668-8111

金融商品取引業者

当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。
登録番号: 関東財務局長(金商)第 3184 号

投資顧問契約の概要

- (1) 本契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果はすべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

I 報酬等について

○本契約による報酬

本契約により、商品関連市場デリバティブ等の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

なお、当レポート会員にお申込みをいただき所定の手続きを終了したあと、当社指定の金融機関口座に下記金額をお支払いいただきます。当社がお客様のご入金を確認した日の翌営業日から、投資助言のサービスが開始されます。

会員区分	報酬額	助言の方法等
レポート会員	3ヶ月 660,000円 ※1ヶ月あたり 220,000円	原則毎営業日 4 回のレポートと毎週月曜日に週刊レポートを電子メールにて送付します。 ※ 当社が発信した電子メールが宛先不明、受信設定等の理由により着信しなかった場合でも、お客様がレポートを受領したものとみなします。

注: 報酬額はすべて消費税を含みます。

II 商品関連市場デリバティブ取引等に係るリスク

本契約により助言する商品関連市場デリバティブ等についてのリスクは次のとおりです。

(1) 商品の価格変動リスク

価格の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

(2) 流動性リスク

流動性の低い時間帯あるいは銘柄での取引は、通常よりも不利な価格で約定する可能性があることや、売買注文の約定が困難になる可能性があり、お客様が保有する建玉の決済や新規建玉が困難となる可能性があります。

(3) レバレッジ効果リスク

商品関連市場デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行いますので、生じる損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)可能性があります。

III クーリング・オフの適用

本契約はクーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ適用による契約の解除

- ① お客様は、会員登録完了後の初回配信日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面または電磁的記録による意思表示により本契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面または電磁的記録を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う助言に対する報酬の清算は以下の通りとなります。
 - ・ 本契約に基づく助言を行っていない場合(配信前)
本契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただき、これらを控除した金額をお返しいたします。
 - ・ 本契約に基づく助言を行っている場合(配信後)
助言(配信)日数(1日あたり税込 11,000 円)に応じて算定した金額、及び契約を締結するために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただき、これらを控除した金額をお返しいたします。
- ④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、書面または電磁的記録による意思表示で本契約を解除できます。契約解除の場合は、最終配信日から契約終了日までの未配信日数(1日あたり税込み11,000円)を乗じた金額から契約を締結するために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただき、これらを控除した金額をお返しいたします。

IV 租税の概要

お客様が商品関連市場デリバティブ取引を行う際、売買による利益は、個人は雑所得として申告分離課税の対象となり、法人は益金として通常の法人税率により課税されます。反対売買等により、毎年1月～12月までの間に確定した損益を通算して、利益となった場合には、必要経費を控除した額が課税対象になります。

V 本契約の終了の事由

本契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)

- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面または電磁的記録による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)
- ③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

会社の概要

1 資本金 16 億円

2 役員の氏名 代表取締役 釧持 宏昭

取締役 甲地 芳章

取締役 五味 学

取締役 網谷 充弘(非常勤)

監査役 富田 正樹(非常勤)

3 主要株主 釧持宏昭、網谷充弘

4 分析者・投資判断者、助言者

甲地芳章、岩田康男、中山大輔、猪俣雅弘、曾根慎一郎、夏目吾郎、大石潤、山本毅、松永徹、太田洗生、今村龍史

5 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

「お客様相談窓口」管理部

電話番号:0120-102-177

e-メールアドレス: customer@hoxsin.co.jp

受付時間 平日 8 時 30 分～17 時 30 分 (土日祝日を除く)

6 当社が加入している協会

日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、日本商品先物取引協会、日本商品先物振興協会

7 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 5 の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

① お客様からの苦情等の受付

② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用

になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分（祝日、12/31～1/3を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

8 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

9 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、第一種金融商品取引業を行っております。

以上

附則

施行日 令和7年2月25日

改定日 令和8年1月19日